# 兵庫県パートナーシップ制度(素案)

# 制度創設の目的

- ▶ 少子高齢化社会となり、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情に より婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安(※) が顕在化しています。
- ▶ この制度に法的効果はありませんが、そのような困りごとや不安の解消につながり、誰 もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。
- ▶ 既に県内市町(16市1町)でパートナーシップ制度が導入されており、県全体での導入 への要望も寄せられています。

#### ※ 日常生活の困りごとや不安の例

- ・パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、 緊急入院する際、手続や付き添いを拒否される。
- ・公営住宅の入居申込みで同居親族でないとして拒否される。
- ・パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの 関係を理解してもらえない。
- ・パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。
- 自分たちの存在が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。

# 2 制度の特色

#### 1 制度の対象

互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した関係にある二人

- ※性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性自認)は問いません。性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルを対象とします。
- ※希望に応じて、パートナーシップ制度届出受理証明書(以下「受理証明書」という)に 子どもや親等の氏名を記載できます。

#### 2 届出手続

原則、電子申請や郵送で手続が可能とし、仕事を休めない方や遠方にお住まいの方の利便性を図ります。

#### 3 対象の地域

県内のどの地域にお住まいの方でも利用できる制度とします。市町制度が導入されている地域にお住まいの方も、県の制度を利用できます。

#### 4 自治体間連携の推進

制度の相互利用や転居時の手続簡素化等、他自治体との連携について検討・調整を 進めます。

# 3 制度の概要

名 称

#### 兵庫県パートナーシップ制度

実施根拠

#### 兵庫県パートナーシップ制度実施要綱

対 象

互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常の生活において 継続的に協力し合うことを約した関係にある二人

届出の要件

以下の条件を全て満たしていること

- ① 成年に達していること(満18歳以上)
- ② いずれか一方は兵庫県内に住所を有し、または兵庫県内への転入を予定していること
- ③ 配偶者がいないこと
- ④ 届出しようとする相手方以外の者との間にパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 民法第734条から736条の規定に定める婚姻できない近親者(直系血族、 三親等内の傍系血族及び直系姻族)でないこと
  - ※ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く
- ※上記の要件を満たしている者であれば、国籍を問わない。
- ※希望に応じて、その一方又は双方と生計を一にする子や親等の近親者で知事が 適当と認める者を受理証明書に記載できる。

#### 手続概要

- 1. 制度対象である二人が、知事に対して、必要書類を添えて、パートナーシップの関係にあることを届出
- 2. 知事は、届出がされたことを証明する受理証明書を発行
- 3. 受理証明書は行政・民間サービス等の利用時に活用

### 必要書類

- ① **住所が確認できる書類**(住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、転入証明書の写し(転入予定者))
- ② **婚姻していないことが確認できる書類**(戸籍抄本、独身証明書、外国籍 の方は婚姻要件具備証明書 等)
- ③ 本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券、運転免許証など本人の顔写真が貼付された証明書) ⇒対面で本人確認をしない場合は、本人の顔写真(③と異なるもの)
- ④ **通称名の記載を希望する場合**(国民健康保険の被保険者証や顔写真付きの社員証・学生証など、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類)
- ⑤ **子どもや親等の氏名の記載を希望する場合**(住民票、戸籍抄本など届出者との関係が確認できる書類、本人の同意書(15才以上の場合))

#### 届出手続

原則、電子申請や郵送で届出可(本人希望により、対面による届出も可)

## 受理証明書 の返還

パートナーシップ関係の解消、双方が県外に転出等対象者の要件を満たさなくなった場合、届出時点で対象者の要件に該当していなかったことが判明した場合、受理証明書等の不正利用や変造等が認められた場合

# 再交付等 の手続

受理証明書を紛失・毀損・汚損等した場合、氏名や通称名の変更等の記載 事項に変更があった場合

# 利用可能なサービス

届出者が利用可能な行政サービスについて、関係部署や市町との調整を行います。また、パートナーシップ制度に対応した民間サービスの提供もあります。

- <行政サービス例> 公営住宅への入居申込み、公立病院での面会 等
- <民間サービス例> 賃貸住宅の入居、携帯電話の家族割サービスの利用等

# 4 スケジュール

- ▶ 令和6年1月11日 県民意見提出手続(パブリックコメント)実施 ~2月2日
- ▶ 令和6年2月末頃 パブリックコメントの意見に対する結果報告
- ▶ 令和6年4月1日 制度開始(予定)